

ハイライト:

- ・フリーランスの取引に関する新しい法律がスタートしました！
- ・極めて高い水準の所得に対する負担の適正化について取り上げます。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に



### ご挨拶

目次:

- ご挨拶 1
- フリーランス・事業者  
間取引適正化等法に  
ついて 1 2
- 極めて高い水準の所得  
に対する負担の適正化 2

街中に緑と赤の装飾が目につき、クリスマスシーズンを感じる頃となりました。12月に入り寒さが厳しくなってきますので、体調管理に気をつけて楽しい年末年始をお過ごしください。

第100号では、フリーランスに業務委託をする事業者の義務項目について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

### フリーランス・事業者間取引適正化等法について

フリーランス・事業者間取引適正化等法は令和6年11月1日から施行されており、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払い、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられるものです。

#### [法律の適用対象]

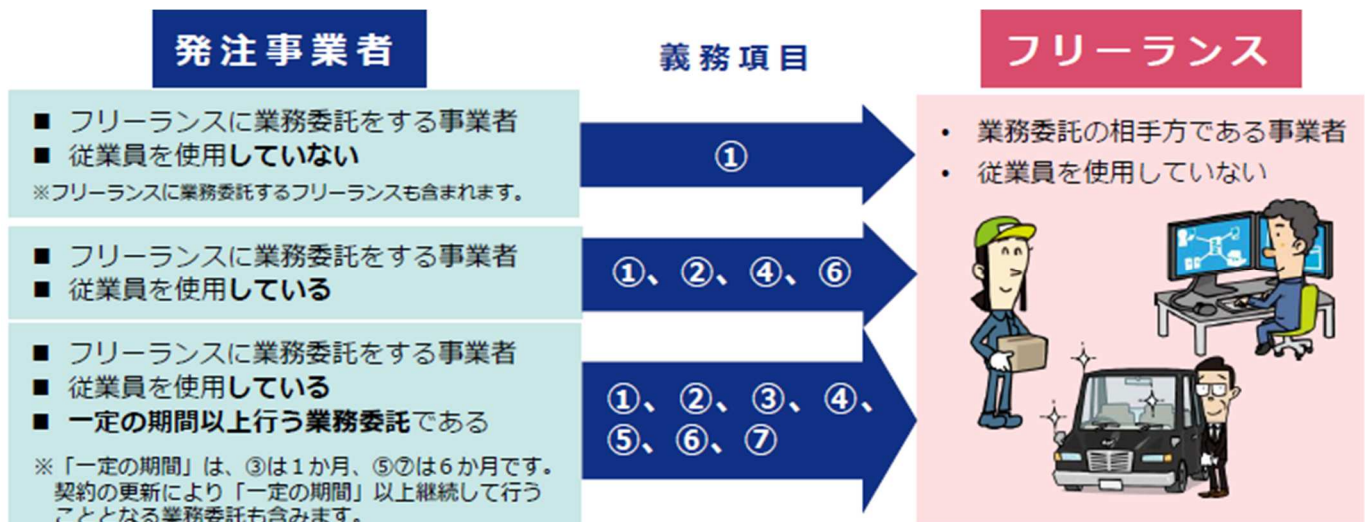
フリーランス:業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者:フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

上記の従業員とは、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれず、週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者が該当します。

発注事業者の形態により、フリーランスに対する義務内容が異なります。

～ については、次ページを参照下さい。



義務項目	具体的な内容
書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託した日」等を明示すること
報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
禁止行為	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知、啓発、相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応などの措置を講じること
中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解約したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

なお、フリーランスに1ヶ月以上の業務委託をしている発注事業者には、以下の7つの禁止行為が定められています。たとえフリーランスの了解を得たり、合意していても、また、発注事業者に違法性の意識がなくても、これらの行為は法律に違反することになるので注意が必要です。

受領拒否、報酬の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請(例:運送ドライバーに契約外の積荷作業をやらせる)、不当な給付内容の変更・やり直し。

詳細は以下のパンフレットや厚生労働省のHPをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001329767.pdf>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

## 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

令和7年分以降の所得税から、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置が適用されます。

所得税は収入に応じて累進課税方式で計算しますが、株式等や不動産の譲渡所得の売却益に対する税額は15%と一律になっています。多額の株式の譲渡や配当等を受け取る高所得者に影響が大きい改正です。

【措置の内容】

通常の所得税額  
(合計所得金額 - 特別控除額(3.3億円) × 22.5%)

が を上回る場合  
に限り、差額分を  
申告納税

株式の譲渡のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。  
< 出典: 財務省 令和5年度税制改正 >

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。令和7年度税制改正の内容は次号で取り上げる予定です。

## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)